

## 学習指導についての留意点（6月28日以降の取扱い）

別添Ⅰ

熊本市教育委員会指導課

新型コロナウイルス感染症拡大防止のリスクレベルが、「レベル5 厳戒警報」から「レベル3 警報」に引き下げられ、併せて県独自の「医療を守る行動強化期間及び「熊本市医療非常事態宣言」が令和3年6月27日をもって解除されることとなりました。ついては、以下の点に留意すること。

### 各教科について

#### 1 感染リスクの高い教育活動について

「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。これらの活動を実施する場合は、可能な限り感染症対策を行い、ICTの活用も含め、実施方法を工夫すること。この場合にも、**（★）を付した活動やリコーダーや鍵盤ハーモニカの演奏などの飛沫が飛ぶ活動については、特にリスクが高いことから、その代替活動も含め、適切に対応すること。**

- ①各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ②理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ③音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器」（★）
- ④図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ⑤家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ⑥体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

※上に例を挙げる活動以外であっても、以下の点に留意すること。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

#### 2 特に体育の授業について

- ・医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せず、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ・体育の授業におけるマスクの着用については、必要ない。ただし、間隔を2m以上にとること。その他マスク着用時は熱中症に特に配慮が必要である。

【参照】 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）※ 2021.5.28 一部修正

[https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt\\_kouhou01-000007426\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kouhou01-000007426_1.pdf)